

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 1 日（金）第2885号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県公報発行規則の一部を改正する規則（※）

(学事法制課取扱い) 1

規 則

鹿児島県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 4 号

鹿児島県公報発行規則の一部を改正する規則

鹿児島県公報発行規則（昭和27年鹿児島県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(発行の方法)

第 4 条 公報は、不特定多数の者が公報に登載する事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置（電子情報処理組織を使用する方法（県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法に限る。）のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法による措置に限る。）をとる方法により発行する。

2 公報の発行は、公報に登載する事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもつて発行することにより、これに代えることができる。この場合において、公報の発行は、公報に登載する事項を印刷した書面を公衆が閲覧することができる状態に置いた時に行われたものとする。第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条に次の 1 項を加え、同条を第 6 条とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認められる場合は、締切日時を別に定めることができる。

第 8 条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「認めるとき」を「認められる場合」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条を削る。

第 10 条中「の試刷」を削り、同条を第 8 条とする。

第 11 条中「印刷」を「発行」に、「誤植」を「誤り」に改め、同条を第 9 条とする。

第 12 条に次の 1 項を加え、同条を第 10 条とする。

2 第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の公報目録を発行する場合について準用する。

別記様式中「第6条関係」を「第5条関係」に、

「課名： 責任者名： 内線番号： 増刷： 部 No. 」を
「告示・公告例文承認：第 号 [件名：]

に

課名： 責任者名： 内線番号： No. 」
改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行し、改正後の鹿児島県公報発行規則別記様式の規定は、この規則の施行の日以後に発行される公報の原稿について適用する。